

身体・知的障害者 相談員による相談会

障がい児者およびその家族の方に、より相談しやすい機会を提供するため、11月より相談会を開催します。

実際に障がいを持っている相談員・または家族である相談員が対応します。ぜひ利用してください。

とき 毎月第2木曜日 午前10時～正午（初回11月14日）
ところ いきいき広場2階相談室
問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-0607-1

全国斉「女性の権利 ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場などにおけるセクシャル・ハラスメント、ストーカ―行為といった、女性をめぐるさまざまな人権問題に関し、強化週間を設け相談時間を延長して土曜・日曜日も対応しています。

相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、気軽に相談してください。

相談担当者 人権擁護委員

とき 11月18日（月）～24日（日）
午前8時30分～午後7時
（土・日曜日は午前10時～午後5時）
問合せ先 人権擁護部相談専用電話（女性の権利ホットライン）

☎0570-0708-10
（全国共通ナビダイヤル）

住民登録

住民登録は正しく
行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要です。

転入届・転出届・転居届
・届出場所：市役所市民窓口グループ
・届出人：本人もしくは同一世帯の家族

※同一世帯の家族以外が窓口で

手続をする場合、委任状と異動者本人の身分を証明するもの（免許証など）が必要
※土・日曜日、祝日、平日の間外は住所異動の届出はできません。

転入届：他の市区町村から高浜市への住所異動

・届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内
・必要なもの：転出証明書（旧住所地で発行）、印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転出届：高浜市から他の市区町村への住所異動

・届出期間：あらかじめ転出前に届けてください。
・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

転居届：市内での住所異動
・届出期間：新住所に実際に住み始めた日から14日以内
・必要なもの：印かん、身分を証明するもの（免許証など）

問合せ先 困市民窓口グループ
☎52-1111（内線214・218）



高浜市議会 議会報告会開催



6月および9月定例会で審議された内容報告や、平成24年度決算関係についてなどの報告を予定しています。
※事前申込不要。気軽に参加してください。

とき 11月16日（土）

・午後6時～8時

開場／午後5時30分

ところ 中央公民館3階

問合せ先

困議会事務局

☎52-1111（内線336）

CAMERA REPORT

カメラレポート

まちの安泰と災厄除去を願う白羽の矢！ お弓奉納の儀「射放弓」

10月12日と13日に、約350年もの歴史を誇る「射放弓」が、八幡社および神明社で開催され、この日のために厳しい練習を重ねた若者が、紋付き袴・袴姿で古式ゆかしい作法にのっとり、東西の空に向かって白羽の矢を1本ずつ放ちました。



見物客は、厳粛な雰囲気の中で、美しく流れるように弓を引く若者に見入り、放たれた矢が描く放物線に拍手を送り、その偉功を称えました。